

i 法務局からのお知らせ

大切な人のために遺言書を書いてみませんか
～自筆証書遺言書保管制度のご案内～

法務局で、自筆の遺言書を保管する制度が利用できます。
法務局で遺言書を保管することにより、遺言書の紛失、改ざん、相続人に発見されない...といった問題が避けられます。また、相続人等は、遺言者の死亡後に、遺言者の自筆の遺言書(写し)を証明書として受け取ることができます。
詳しくは、法務省ホームページ(「法務省遺言書保管制度」で検索)をご覧ください。また、那覇地方法務局宮古島支局(0980-72-2639)にお問い合わせください。

※注意点
法務局では、遺言の内容についての相談はお受けできません。
遺言書の作成内容に不安がある方は、弁護士、司法書士等の資格者に相談することをお勧めします。

法務省 HP
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



遺言書ほかんガルー

**令和6年4月1日から
相続登記の申請が義務化されます!**

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます(※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。)

所有者が亡くなったのに相続登記がされないために、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引も進められないといった問題が生じています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度など、様々な制度がスタートします。

詳しくは、那覇地方法務局宮古島支局にお問い合わせください。

☎ 那覇地方法務局宮古島支局
☎ 0980-72-2639



相続登記

i 税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日(1月1日)以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方(以下「代表者」といいます。)を相続人の中から指定して頂くことができます(地方税法第9条の2)。

代表者が定められていない場合や代表者が亡くなられた場合に、相続人のおひとりに書類を送付しますので、代表者を指定する場合は、相続人のみなさまにてご確認の上、「**相続人代表者指定届**(兼固定資産現所有者申告書)」のご提出をお願いいたします。
※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。

同法第384条の3及び宮古島市条例第74条の3の規定により、「(相続人代表者指定届兼)**固定資産現所有者申告書**」のご提出をお願いいたします。

※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます(地方税法第343条第5項)。
当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

固定資産納税通知書及び納付書送付について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。

本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります(地方税法第9条第4項)。

納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人でご確認の上納付をお願いいたします。

なお、本市の相続人調査状況により、相続人のうちの一部の方への送付(納期限2期(7月31日)以降での送付含む。)となる場合がありますので、ご了承ください。

☎ 税務課 資産税調査係
☎ 72-3751(内線 2448、2451)



**手話言語の国際デー
(International Day of Sign Language)**

毎年9月23日は「手話言語の国際デー」です。2017年12月19日に国連総会で決議されました。決議文には「手話言語が音声言語と対等である」「ろう者の人権が完全に保障されるよう、国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進すること」とされています。

つまり「世界中のみんなで、手話やろう者のことを考えよう!」という日です。
毎年テーマが決められており、2023年のテーマは「世界中のろう者が、どこでも手話言語でコミュニケーションできる社会へ! (A World Where Deaf People Everywhere Can Sign Anywhere!)」です。

また、9月の最終週は「国際ろう者週間」です。期間中は世界中のろうコミュニティが様々な活動をしています。詳細は全日本ろうあ連盟HPの特集ページで見ることができます。



i 障害をお持ちでお仕事を
探されている方へ

「離島に住みながら障がい者が安心して一般就労できる」ことを支援するため、無料説明会&体験会を開催いたします。多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

日 時: 9月12日(火) 午後1時30分～
場 所: 未来創造センタースタジオ1
対 象: なんらかの障がいや難病の診断を受けている方(グレーゾーンの方も含む)
支援者から個別に案内を受けている方
宮古島市内で福祉、行政関係のお仕事をされている方(支援者)

☎ サンクスラボ株式会社
☎ 080-1940-1890



MIYAKOJIMA CITY INFORMATION

納税のお知らせ

納期限: **10月2日(月)**

・介護保険料普通徴収3期
▶高齢者支援課 介護保険料係 ☎ 73-1964

・国民健康保険税3期
▶国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 73-1973

・後期高齢者医療保険料3期
▶国民健康保険課 後期高齢者医療係
☎ 72-3751(代) (内 2646、2647)



相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

9月7日(木)、21日(木)
17時15分～18時45分

・場所: 市役所1階 国民健康保険課
・お問合せ: 国民健康保険課 ☎ 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

・毎週 **月～金** (祝祭日除く)
・受付時間 8時30分～17時
・場所: 社会福祉協議会 ☎ 72-3193



無料人権相談

・**9月19日(火)** 13時半～16時
場所: 市役所1階 地域振興課
お問合せ: 地域振興課 ☎ 73-4905

女性相談室

・毎週 **月～金** 9時～17時
・場所: 市役所1階 児童家庭課 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

・平日: 10時～12時/13時～16時
・場所: 市役所1階 地域振興課 ☎ 73-2695
・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

・日時: **9月13日(水)、27日(水)**
18時～20時 ※要予約
・場所: 市役所1階 地域振興課
・お問合せ: 地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905